

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公募を行うことにより、当該公の施設のサービスの向上、経費の縮減及び設置の目的を効果的かつ効率的に達成することが困難であると市長が認める場合その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合には、市長は、公募を行わず、当該公の施設の管理を行わせようとする法人その他の団体に、次条の規定による申請を求めることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ塩尻市公の施設指定管理者選定審査・評価委員会で審査するものとする。
- 3 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を公告するものとする。

(指定管理者になることができない法人等)

第5条 市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）となっている法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

2 市長、副市長又は法第180条の5第1項及び第3項に規定する市の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員が役員等になっている法人その他の団体（普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。）は、指定管理者になることができない。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算し30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第7条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をす

ることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第9条 指定管理者は、その期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持の義務)

第11条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(選定審査・評価委員会)

第12条 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者による公の施設の管理運営に係る評価を行うため、塩尻市公の施設指定管理者選定審査・評価委員会（以下「選定審査・評価委員会」という。）を置く。

(組織等)

第13条 選定審査・評価委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、委員の過半数は、第1号に掲げる者でなければならない。

- (1) 識見を有する者
- (2) 副市長及び当該公の施設を所管する部長
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(塩尻市教育委員会所管の公の施設への適用)

第14条 この条例を塩尻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月25日条例第34号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定により指定管理者の指定を受けている法人その他の団体については、当該指定を受けている期間に限り、この条例による改正後の第5条の規定は、適用しない。

- (塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 3 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和34年塩尻市条例第21号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市児童館条例の一部改正）
- 4 塩尻市児童館条例（昭和43年塩尻市条例第17号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部改正）
- 5 塩尻市勤労青少年ホーム条例（昭和50年塩尻市条例第1号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻勤労者体育センター条例の一部改正）
- 6 塩尻勤労者体育センター条例（昭和53年塩尻市条例第1号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部改正）
- 7 塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例（昭和56年塩尻市条例第2号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市塩尻駅前広場条例の一部改正）
- 8 塩尻市塩尻駅前広場条例（昭和57年塩尻市条例第6号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市障害者福祉センター条例の一部改正）
- 9 塩尻市障害者福祉センター条例（昭和62年塩尻市条例第6号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例の一部改正）
- 10 塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例（昭和63年塩尻市条例第15号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市デイサービスセンター条例の一部改正）
- 11 塩尻市デイサービスセンター条例（平成2年塩尻市条例第6号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市大門駐車場条例の一部改正）
- 12 塩尻市大門駐車場条例（平成3年塩尻市条例第9号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市農村公園条例の一部改正）
- 13 塩尻市農村公園条例（平成5年塩尻市条例第8号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市老人福祉センター条例の一部改正）
- 14 塩尻市老人福祉センター条例（平成5年塩尻市条例第34号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市文化会館条例の一部改正）
- 15 塩尻市文化会館条例（平成8年塩尻市条例第7号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 16 塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の設置及び管理に関する条例（平成11年塩尻市条例第10号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻情報プラザ条例の一部改正）
- 17 塩尻情報プラザ条例（平成12年塩尻市条例第9号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻高等職業訓練校条例の一部改正）

- 18 塩尻高等職業訓練校条例（平成12年塩尻市条例第17号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市林業総合センター条例の一部改正）
- 19 塩尻市林業総合センター条例（平成12年塩尻市条例第19号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市障害者就労支援施設条例の一部改正）
- 20 塩尻市障害者就労支援施設条例（平成13年塩尻市条例第14号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻トレーニングプラザ条例の一部改正）
- 21 塩尻トレーニングプラザ条例（平成15年塩尻市条例第37号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市檜川農畜産物直売所条例の一部改正）
- 22 塩尻市檜川農畜産物直売所条例（平成17年塩尻市条例第60号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市木曾高等漆芸学院条例の一部改正）
- 23 塩尻市木曾高等漆芸学院条例（平成17年塩尻市条例第63号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市奈良井宿駐車場条例の一部改正）
- 24 塩尻市奈良井宿駐車場条例（平成17年塩尻市条例第64号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）
- 25 塩尻市特定公共賃貸住宅条例（平成17年塩尻市条例第67号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市檜川地区定住促進住宅条例の一部改正）
- 26 塩尻市檜川地区定住促進住宅条例（平成17年塩尻市条例第68号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻インキュベーションプラザ条例の一部改正）
- 27 塩尻インキュベーションプラザ条例（平成18年塩尻市条例第21号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市ふれあいセンター条例の一部改正）
- 28 塩尻市ふれあいセンター条例（平成19年塩尻市条例第33号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市雇用促進住宅条例の一部改正）
- 29 塩尻市雇用促進住宅条例（平成22年塩尻市条例第23号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例の一部改正）
- 30 塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例（平成23年塩尻市条例第25号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成30年9月26日条例第37号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）
- 2 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和34年塩尻市条例第21号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)